

平成26年度 公認競技役員及び競泳競技公認審判員講習会 《北信越ブロック講習会》

- ◇主催 (一社)富山県水泳連盟
- ◇期 日 平成26年5月17日(土) 受付 午前9時30分～
講習会 午前10時～午後3時
- ◇会 場 富山県高岡総合プール 会議室
- ◇日 程
- | | |
|---------------|---|
| 9時30分～ 9時50分 | 受付 |
| 9時50分～10時00分 | 開講式・日程説明 |
| 10時00分～12時00分 | 講義Ⅰ 《公認競技役員講習会》
水泳情報及び日本水泳連盟のめざすもの
公認競技役員・審判員の心得 |
| 12時00分～13時00分 | 休憩(昼食) |
| 13時00分～15時00分 | 講義Ⅱ 《競泳公認審判員講習会》
審判員・競技役員の役割
審判員・競技役員の動き
素養テスト |
| 15時00分～15時20分 | 閉講式・手続き説明
※講習会の内容については、変更となる場合があります。 |
- ◇講 師 公益財団法人 日本水泳連盟 競技運営委員会より派遣予定
- ◇受講資格 (1) 公認競技役員の取得希望する18歳以上の男女。
(2) 公認競技役員及び公認審判員の資格を有する方。
- ◇受講料 無 料
※ただし、競泳公認審判員の取得を希望される方は、テキスト代 1,000円となります。
- ◇持参品 筆記用具
顔写真 1枚(パスポートサイズ縦4.5cm×横3.5cm、カラー)*
*新規取得希望者のみ(競技役員の登録カードに使用します)
- ◇資格取得 (1) この講習会を受講することにより公認競技役員資格を取得することができます。
(2) 各種別の公認審判員を取得するには、公認競技役員の資格が必要です。
(3) 競泳公認審判員を取得するには、講義Ⅰ及び講義Ⅱを受講するとともに、後日、競技会での実技研修が必要となります。
(4) 公認競技役員の資格更新には、最低4年に1回以上の講習会への参加が必要となります。
- ◇登録手続 講習会当日、競技役員登録カードの記入等の手続きをいたします。
※ 公認競技役員登録料(4,000円)及びC級審判登録料(6,000円)については、初年度の登録(4年間)に限り県水連が負担いたします。
※ 競技役員登録カードは、後日を郵送いたします。
- ◇申込方法 受講を希望される方は、氏名、年齢、郵便番号、住所、電話番号、種目(競泳審判員を希望される方はその旨)を記入し、下記までE-mail、FAXで提出する。(様式はありません)
- 《送付先》 〒930-0982 富山市荒川4-1-70 富山市民プール内
富山県水泳連盟 競技委員会 宛
TEL 076-491-1445 FAX 076-491-1034
E-mail kyogi@swim.toyama.jp
- 《申込締切》 平成26年4月18日(金) 必着